

C S N I 第 19-71 号

2019 年 12 月 18 日

金沢マラソン組織委員会事務局 御中

適格消費者団体 特定非営利活動法人
消費者支援ネットワークいしかわ
理事長 橋本 明夫
(公印省略)

申入書の送付について

拝啓 師走の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より私ども消費者支援ネットワークの活動に対しご理解、ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。
さて、標記の件について送付いたしますのでお願い申し上げます。

敬具

令和元年12月18日

金沢マラソン組織委員会事務局 御中

適格消費者団体 特定非営利活動法人

消費者支援ネットワークいしかわ

理事長 橋本 明夫



〒920-0362 金沢市吉府2丁目189番

TEL:076-240-1012 FAX:076-259-5963

[連絡先] 蔵大介法律事務所

弁護士 木村 基之

〒920-0912 金沢市大手町7番23号

TEL:076-234-5830 FAX:076-234-5831

申入書

当法人は、平成29年5月15日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法第13条に基づく内閣総理大臣の認定を受けた消費者団体です。

今般、当法人は、貴事務局に対し、下記「申入れの趣旨」記載のとおり申入れ致します。つきましては、本申入れに対する貴事務局のご対応について、本書面到達後1か月以内に文書にてご回答くださいますよう、お願い致します。

なお、本書面並びに本申入れに対する貴事務局からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容については、公表を予定しておりますので、その旨申し添えます。

第1 申入れの趣旨

- 1 「金沢マラソン2019」の申込規約に記載された「(2)主催者は疾病やその他の事故に際し、応急処置を除いて一切の責任を負いません。(参加者には主催者で傷害保険に加入します)」という条項（以下、「規約第2項」といいます。）につき、削除ないし適切な修正を求めます。
- 2 「金沢マラソン2019」の申込規約に記載された「(6)地震、風水害、降雪、事件、事故、疾病など、主催者の責によらない事由で大会が中止となる場合、参加料・手数料の返金は一切行いません。」という条項（以下、「規約第6項」といいます。）につき、削除ないし適切な修正を求めます。
- 3 「金沢マラソン2019」の申込規約に記載された「(7)過剰入金・重複入金の返金はいたしません。」という条項（以下、「規約第7項」といいます。）につき、削除ないし適切な修正を求めます。

第2 申入れの理由

1 規約第2項について

- (1) 規約第2項では、「主催者は疾病やその他の事故に際し、応急処置を除いて一切の責任を負いません。(参加者には主催者で傷害保険に加入します)」と定めています。これは主催者の責任を免責する定めと解されます。
- (2) しかし大会運営において、主催者が法律上責任を負うべき場合があります。例えば、レース中の主催者の誘導ミスによってランナーが一般車両と接触事故を起こした場合、安全配慮義務違反により主催者に損害賠償責任が生じます。またランナーの所持品を預かった場合には、主催者は寄託物の保管にかかる注意義務を負うため（民法第659条）、この注意義務に違反したため寄託物を滅失または損傷した場合にも、主催者に損害賠償責任が生じます。ところが、規約第2項に基づくと、これらの債務不履行ないし不法行為に基づく責任が生じる場合であっても、主催者は免責されるこ

とになります。

(3) 消費者契約法（以下、「消契法」とします。）第8条1項1号は、消費者に対する事業者の債務不履行責任の全部を免除する条項を無効と定め、同項第3号は消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の消費者に対する不法行為責任全部を免除する条項を無効と定めています。

従って、規約第2項は消契法8条1項1号ないし3号により無効であります。

2 規約第6項について

(1) 規約第6項では、「地震、風水害、降雪、事件、事故、疾病など、主催者の責によらない事由で大会が中止となる場合、参加料・手数料の返金は一切行いません。」と定めています。

(2) 民法第536条1項は、当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債務者は、反対給付を受ける権利を有しない旨を定めています。マラソン大会に当てはめると、主催者が負っているマラソン大会の実行という債務を主催者及びランナー双方の責めに帰さない事由により履行できなくなった場合は、主催者は、反対給付即ち参加料・手数料（以下、「参加料等」とします。）を受領する権利はなく、参加料等はランナーに返金すべきことになります。

しかし規約第6項は参加料等の返金をしないとしており、民法第536条とは異なる定めと言えます。

(3) 消契法第10条は、「消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するも

のは、無効とする。」旨定めています。

(4) 規約第6項は任意規定たる民法第536条に比して消費者の権利を制限するものであり、消契法第10条前段に該当します。また、天候や自然災害等の当事者双方の責めによらない事由によるマラソン大会中止のリスク全てを、ランナー（即ち、消費者）に一方的に負わせるものであり、これは民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものであるといえます。従って消契法第10条後段にも該当するため、規約第6項は消契法第10条により無効であります。

3 規約第7項について

(1) 規約第7項では、「過剰入金・重複入金の返金はいたしません。」と定めています。

(2) 民法第703条は「法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者（以下この章において「受益者」という。）は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。」と定めており、ランナーが支払うべき参加料等を超えた金銭を支払いこれを受領した場合には、主催者はその超過分をランナーに返還すべき義務が生じます。しかし規約第7条は返金をしないとしており、民法第703条とは異なる定めと言えます。

(3) 規約第7項は任意規定たる民法第703条に比して消費者の権利を制限するものであり、上記2(3)に記した消契法第10条前段に該当します。また、不当利得返還請求権という消費者の重要な権利を奪うものであり、消費者の利益を一方的に害するものとして、これは民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものであるといえます。従って消契法第10条後段にも該当するため、規約第7項は消契法第10条により無効であります。

以上